

秋田県地域防災計画修正の概要について

1 はじめに

秋田県地域防災計画は、昭和 38 年に作成され、令和 6 年 4 月の修正（第 20 次修正）では、災害ケースマネジメントをはじめとした被災者支援の仕組みの整備など、最近の施策の進展等を受けて修正された「国の防災基本計画」等を反映する修正を行った。

今回の修正（第 21 次修正）は、その後の災害対応の教訓や関係法令の改正等を受けて令和 6 年 6 月に修正された国の防災基本計画等を踏まえ必要となる修正を行う。

2 修正に向けた取組

- （１）防災会議幹事会の書面開催：令和 6 年 1 1 月
- （２）パブリックコメントの実施：令和 7 年 1 月 7 日から 2 月 6 日まで
- （３）各火山防災協議会への意見照会：令和 7 年 1 月
- （４）防災会議の書面開催：令和 7 年 3 月

3 主な修正事項

（１）能登半島地震を踏まえた修正

①在宅避難者等の支援の検討に係る修正

<修正の背景>

在宅の被害や電気・水道などのインフラの途絶による支障があった中、避難所に居場所を確保できない、自分や家族の健康状態により自宅から出られないなど、様々な事情により避難所ではなく、在宅や車中泊において避難生活を送る避難者や被災者が少なからず発生した。

<修正の内容>

「市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置することなど、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めること」を追記

◆計画（案）67 頁（第 2 編 第 1 章「第 4 節 災害情報の収集・伝達計画」）

②トイレカー等のより快適なトイレの設置に係る修正

<修正の背景>

被災者が安心して利用できるトイレ環境として、トイレカーやトイレトレーラーなどが被災地で有効に活用された。

<修正の内容>

「市町村は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めること、県は、指定避難所等における快適なトイレ環境確保のため、トイレカーの配備などによる支援を行うこと」

を追記

◆計画（案）319 頁（第 2 編 第 2 章「第 22 節 防疫、保健衛生計画」）

③受援時における応援職員への配慮に係る修正

＜修正の背景＞

特に奥能登地域において、国からの派遣職員や他自治体からの応援職員の宿泊施設を確保することが困難であった。このため、遠方に宿泊し、そこから長時間移動して日々の災害対応に当たったり、庁舎の会議室や車に寝泊まり（入浴・洗濯ができない）するなど、過酷な生活環境となった。

＜修正の内容＞

「県及び市町村は、応援職員等の宿泊場所の確保が困難になることを想定し、応援職員等へ紹介できるホテルや旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めること」を追記

◆計画（案）185 頁（第 2 編 第 2 章「第 2 節 広域応援計画」）

（２）関係法令（活動火山対策特別措置法）の改正を踏まえた修正

＜修正の背景＞

富士山の市街地近くにおいて新たな火口が発見されたこと等による想定火口の範囲の拡大、桜島における大規模噴火の可能性の指摘など、全国で火山活動が活発化した際の備えが急務となっている。こうした状況を鑑み、噴火災害が発生する前の予防的な観点から活動火山対策の更なる強化を図り、住民等の生命及び身体の安全確保を目的に活動火山対策特別措置法が一部改正された。

＜修正の内容＞

ア．国の火山調査研究推進本部の設置に伴う修正

「火山調査研究推進本部の取組との連携を図ること」を追記

◆計画（案）453 頁（第 5 編 第 1 章「第 1 節 火山防災の基本理念」）

イ．「火山防災の日」の設置等に係る修正

「県、市町村及び防災関係機関は、防災週間や火山防災の日などを通じ、平時から県民に対し、火山に関する基礎知識や秋田県の歴史上の火山災害とその教訓、また、火山ハザードマップや火山防災マップ等を用いた火山災害の危険性、災害発生時における対応などに関する防災知識の普及啓発を図ること」を追記

◆計画（案）469 頁（第 5 編 第 2 章「第 1 節 計画の方針」）

(3) その他

①一般災害（第2編）

ア．災害予防計画（第1章）

- ・緊急通行車両確認標章の事前交付（49頁）
- ・通信途絶地域における衛生通信を活用したインターネット機器の整備等（57頁）
- ・備蓄に関する役割分担（72頁）
- ・道路の冠水防止等に係る対策（87頁）
- ・特定都市河川及び特定都市河川流域の指定等（91頁）
- ・消防力の充実強化（95頁）
- ・在日外国人への防災情報発信ツールの周知（155頁） など

イ．災害応急対策計画（第2章）

- ・救助者の位置情報提供の要請（234頁）
- ・避難所開設当初からのパーティション等の設置（253頁）
- ・避難所等における家庭動物対策（259頁）
- ・災害時交通マネジメント検討会開催（290頁）
- ・海路・空路を活用した輸送（293頁） など

②地震災害対策（第3編）

感震ブレーカー等の普及（390頁） など

③火山災害対策（第5編）

避難確保計画の作成等に係る支援（470頁） など

④その他

県個別計画の反映、統計データの更新、文言の適正化 など